

現場技術委託業務共通仕様書

(令和 7 年 7 月)

高知県林業振興・環境部

現場技術委託業務共通仕様書

目 次

第1条	適 用 範 囲	・ ・ ・ ・ ・	1
第2条	用 語 の 定 義	・ ・ ・ ・ ・	1
第3条	管 理 技 術 者	・ ・ ・ ・ ・	1
第4条	現 場 技 術 員	・ ・ ・ ・ ・	2
第5条	委 託 業 務 の 着 手	・ ・ ・ ・ ・	2
第6条	前 払 金 の 請 求	・ ・ ・ ・ ・	2
第7条	受 託 者 の 任 務	・ ・ ・ ・ ・	2
第8条	業 務 の 内 容	・ ・ ・ ・ ・	2
第9条	書 面 の 報 告	・ ・ ・ ・ ・	3
第10条	業 務 日 誌 の 作 成	・ ・ ・ ・ ・	3
第11条	委 託 業 務 の 完 了	・ ・ ・ ・ ・	3
第12条	精 算 金 の 請 求	・ ・ ・ ・ ・	3
第1号様式	管理技術者及び現場技術員届	・ ・ ・ ・ ・	5
第2号様式	管理技術者及び現場技術員変更届	・ ・ ・ ・ ・	6
第3号様式	着 手 届	・ ・ ・ ・ ・	7
第4号様式	前払金請求書	・ ・ ・ ・ ・	8
第5号様式	業務処理結果記録簿	・ ・ ・ ・ ・	9
第6号様式	現場技術員業務日誌	・ ・ ・ ・ ・	10
第7号様式	委託業務完了報告書	・ ・ ・ ・ ・	11
第8号様式	請求書	・ ・ ・ ・ ・	12
別表	現場技術員の資格区分	・ ・ ・ ・ ・	13

現場技術委託業務共通仕様書

第1条 適用範囲

この現場技術委託業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、高知県林業振興・環境部（以下「県」という。）が委託する現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。

- 2 この共通仕様書は、現場技術委託業務契約に基づく受託者の業務の執行に関して必要な事項を定めるものとする。
- 3 業務の履行場所は、委託対象工事（以下「工事」という。）の当該建設工事請負契約書で定められた工事場所とする。
- 4 設計図書及び仕様書に記載された事項は、この共通仕様書より優先するものとする。
- 5 この共通仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して定める。

第2条 用語の定義

この共通仕様書において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）監督職員

受託者に対する指示、承諾、回答又は協議を行う者で現場技術委託業務調書に記載した総括監督員、専任監督員、主任監督員及び工事監督員を総称していう。

（2）指示

監督職員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について基準又は計画等を示し実施させることをいう。

（3）協議

監督職員と受託者が対等の立場で合意することをいう。

（4）報告

受託者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

（5）提出

受託者が監督職員に対し、業務に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し差し出すことをいう。

（6）着手

業務の履行期間内において、工事の施工打合せの日をいう。

（7）完了

工事の完成検査日のことをいう。

第3条 管理技術者

受託者は技術上の管理を行う管理技術者を定め、別記第1号様式にその氏名その他必要な事項を記入するとともに資格要件及び雇用の関係が分かる写しを添付し、契約締結前までに県に提出しなければならない。

また、管理技術者を変更したときも同様とし、別記第2号様式による変更届を速やかに県に提出しなければならない。

- 2 管理技術者は、業務の管理及び統括を行うほか委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、前項の決定並びに、この契約の解除に係わる権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
- 3 管理技術者の資格は別表に定めるものとする。

第4条 現場技術員

受託者は、業務を履行するために使用する者を現場技術員に定め、別記第1号様式にその氏名その他必要な事項を記入するとともに資格要件及び雇用の関係が分かる写しを添付し、契約締結前までに県に提出しなければならない。

また、現場技術員を変更したときも同様とし、別記第2号様式による変更届を速やかに県に提出しなければならない。

- 2 前条に定める管理技術者は現場技術員を兼ねることができる。
- 3 現場技術員の資格は別表に定める「技術員」以上であるものとする。
- 4 現場技術員は15件まで現場を兼務することができる。

第5条 委託業務の着手

受託者は業務に着手したときは、別記第3号様式による着手届を県に提出しなければならない。

第6条 前払金の請求

受託者は、契約書第20条の2の規定による前払金を請求する場合は、別記第4号様式による前払金請求書を県に提出しなければならない。

また、前払金の請求は契約締結後及び工事の進捗が50パーセントを超えたとき、それぞれ委託料の10分の3以内の額を請求することができるものとする。

第7条 受託者の任務

受託者は、その担当する工事の建設工事請負契約書、設計書及び仕様書の内容に十分精通していなければならない。

- 2 受託者は、建設工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。ただし、建設工事共通仕様書、各種示方書、指針等に基づき、工事の工程管理、品質管理、出来形管理及び安全管理に留意し、必要に応じて指導、助言を行うものとする。
- 3 高知県建設工事監督規程第16条及び第18条に規定する、監督職員がやむを得ず立ち会いができない場合に、監督職員の指示を受け確認を行わなければならない。ただし、検査に該当する確認はできないものとする。

第8条 業務の内容

受託者は、現場技術員を使用して次の各号に掲げる事項に関する業務を履行しなけ

なければならない。なお、業務の履行に必要な書類は県が貸与するものとする。

(1) 施工打合せへの立ち会い

工事にかかる施工打合せに立ち会わなければならない。

(2) 施工管理

工事現場において、施工計画書に定められた各種管理項目、基準等が忠実に実施されているのかを確認しなければならない。

確認の結果、施工計画書と不整合が認められた場合は、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

(3) 段階確認の実施

段階確認を行ったときは、その確認内容を遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

(4) 写真記録等

現場状況等を確認したときは、写真に記録して監督職員に報告しなければならない。

(5) 設計変更、工事検査準備

監督職員と協議の上、設計変更、工事検査に必要な図書等の作成及び測量、測定等を補助しなければならない。

(6) 対外折衝

監督職員と協議の上、地元若しくは関係機関等との折衝に必要な測量、調査等を行なわなければならない。

(7) 工事検査の立ち会い

工事検査において、検査員又は監督職員の指示に従い、測定など検査業務を補助しなければならない。

第9条 書面の報告

受託者は、監督職員に報告を行うときは、別に様式の定めがある場合を除き、別記第5号様式による業務処理結果記録簿を作成して報告しなければならない。ただし、監督職員に同行した場合の報告は省略できるものとする。

第10条 業務日誌の作成

受託者は、毎月5日（5日が休日の場合は休日の翌日）までに前月分の業務内容を別記第6号様式による現場技術員業務日誌に記入し、監督職員に提出しなければならない。

第11条 委託業務の完了

受託者は、委託業務が完了したときは、別記第7号様式による委託業務完了報告書及び業務完了月にかかる現場技術員業務日誌（第6号様式）を速やかに提出しなければならない。

第12条 精算金の請求

受託者は、契約書第 20 条の 4 の規定による精算金を請求する場合は、別記第 8 号様式による請求書を県に提出しなければならない。

付則

この共通仕様書は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は平成 21 年 6 月 10 日から施行する。
この共通仕様書は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は平成 23 年 12 月 20 日から施行する。
この共通仕様書は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は平成 28 年 9 月 15 日から施行する。
この共通仕様書は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
この共通仕様書は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（第3条、第4条関係）

管理技術者及び現場技術員届

年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

受託者 住 所
氏 名

委託業務名				
委託番号				
委託料	¥			
管理技術者	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	資格等			
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料及び資格要件の分かる資料の写しは別紙のとおりです。			
現場技術員	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
	資格等			
	健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料及び資格要件の分かる資料の写しは別紙のとおりです。			

管理技術者及び現場技術員変更届

年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

受託者 住 所
氏 名

下記の委託業務について、管理技術者及び現場技術員を変更します。

記

委託業務名					
委託番号					
委託料					
管 理 技 術 者	変更前	フリガナ 氏 名			
	変更後	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
		資格等			
		健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料及び資格要件の分かる資料の写しは別紙のとおりです。			
現 場 技 術 員	変更前	フリガナ 氏 名			
	変更後	フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日
		資格等			
		健康保険証、雇用保険、賃金台帳等の常勤資料及び資格要件の分かる資料の写しは別紙のとおりです。			

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

（受託者）住 所
氏 名

着 手 届

下記の業務について、 年 月 日に着手しました。

記

委託業務名	
委託番号	
履行期間	自 年 月 日 至 年 月 日
委託料	¥
契約年月日	

前 払 金 請 求 書

¥

但し

（ 第 号）の業務委託料¥ 委託業務
に対する前払金

口 座 振 込 先

株式会社

銀行

店

口 座 番 号

上記のとおり請求します。

年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

受注者

住 所

氏 名

印

以下は、押印を省略した場合に記載すること。

発行責任者 （連絡先 ）

担当者 （連絡先 ）

※ 発行責任者と担当者は同一人物でも可

第5号様式（第9条関係）

専任監督員	主任監督員	工事監督員

業務処理結果記録簿

管理技術者：_____

現場技術員：_____

委託業務名（委託番号）	〇〇工事現場技術委託業務（〇〇第△△－□号）
対象工事名（工事番号）	〇〇工事（〇〇第〇〇号）
依頼項目	確認 立会 巡回 その他（ ）
依頼日	〇年〇月〇日

業務実施日	〇年〇月〇日	
実 施 業 務 の 内 容		報 告 内 容

（注）必要に応じて写真等を添付すること。

第6号様式（第10条関係）

専任監督員	主任監督員	工事監督員

年 月 日

現場技術員業務日誌

管理技術者：_____

現場技術員：_____

委託業務名（委託番号）	〇〇工事現場技術委託業務（〇〇第△△－□号）
対象工事名（工事番号）	〇〇工事（〇〇第〇〇号）
履行期間	
対象工事の工期	

年 月 日	曜日	場所	現場の状況	確認の内容
				工事進捗率 %

* 場所欄には工事現場等と記入する。（複数記入可）

* 現場の状況欄には当日の現場で行っていた作業内容を記入し、現場以外の場所で用務を行った場合は用務の内容を記入する。

* 確認の内容欄には、現場技術員が行った段階確認等の内容を記入する。

監督職員に同行した場合は、「監督職員同行」と記入する。

* 工事進捗率は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

委託業務完了報告書

工事 現場技術委託業務（ 第 号）

上記委託業務は 年 月 日業務が完了しましたので報告します。

年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

受託者 住所

氏名

請 求 書

¥

〇〇現場技術委託業務（ 〇〇第△△―□号 ）

(回部分払額)

精 算 額 下記内訳のとおり

A	業 務 委 託 料	¥	C 部分払額の算出基礎 出来高金額 9 円×(― ― ―) = 円 10 10 同上の前払金償却換算比率 前払金額 ―― = ――― = ― 業務委託料 10 (摘要) 部分払の場合の()内の計算における小数 点第2位以下の数字又は支払金額における千円 未満の額は切り捨てるものとし、部分払支払済 額は合計額とする。
B (出来高歩合)	出 来 高 金 額	¥	
C	部 分 払 額	¥	
控 除 額	部分払支払済額	¥	
		¥	
	D 小 計	¥	
E (C－D)	今 回 部 分 払 額	¥	
F	前 払 償 却 額	¥	
G (A－D－F)	精 算 払 額	¥	

上記のとおり請求します。

年 月 日

〇〇〇林業事務所長 様

住 所 〒
氏 名

印

以下は、押印を省略した場合に記載すること。

発行責任者 (連絡先
担当者 (連絡先
※ 発行責任者と担当者は同一人物でも可

希 望 す る 銀 行 振 込 先				
銀行 店	預金	1 普通預金	口座	
	種目	2 当座預金	番号	

別表

森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について（昭和 54 年 8 月 23 日付け 54 林野治第 2015 号林野庁長官通達（〔最終改正〕 令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 673 号））

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者 技師（A）	1 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの （1）建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、統轄管理の業務経験が 5 年以上ある者 （2）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の 2 に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が13年以上ある者 （3）短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が17年以上ある者 （4）学校教育法による高等学校若しくは中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が20年以上ある者 （5）（社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林部門（森林土木）の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等以上の能力を有する技術者であって、森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が 4 年以上ある者

技師（B）	委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの （１）１級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が５年以上ある者 （２）大学卒であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が８年以上ある者 （３）専門学校卒であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が１３年以上ある者 （４）高等学校卒であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が１８年以上ある者 （５）林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者
技師（C）	次の各号のいずれかに該当するもの （１）２級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が４年以上ある者 （２）大学卒であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が５年以上ある者 （３）専門学校卒であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が８年以上ある者 （４）高等学校卒であって、卒業後森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が１１年以上ある者
技術員	次の各号のいずれかに該当するもの （１）２級土木施工管理技士の資格を取得した者 （２）森林部門（森林土木）の職務に従事した期間が３年以上ある者又はこれと同等以上の知識及び技術を有する者